

郵送貸出の対象となる基準

証明書	種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1級～3級
	又は、両下肢等の程度が上記の障害の程度に該当するもの（書面必要）	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
	又は、両下肢等の程度が上記の障害の程度に該当するもの（書面必要）	
介護保険被保険者証	要介護	5

その他、上記に準ずると認められる場合